



6月14日～7月13日

2020年6月 No.179

ポルトガル語版

広報いわた 6月号 (日本語訳)

総住民数 169,799人
ブラジル人 4,843人
2020年4月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

国民健康保険被保険者証と70～74歳の方の高齢受給者証の更新について

現在お使いの国民健康保険被保険者証（うぐいす色）の有効期限は、7月31日（金）です。新しい被保険者証（クリーム色）は、7月中旬に郵送します。8月1日（土）からは、新しい被保険者証を使用してください。
なお、2割または3割の一部負担金の割合を示す70～74歳の方の高齢受給者証は、この更新に合わせて被保険者証と一体化されます。
つきましては、古い被保険者証、高齢受給者証は、ご家庭で処分してください。

問い合わせ先：国保年金課(本庁舎1階) TEL：0538-37-4833 FAX：0538-37-4723

後期高齢者医療制度の保険証が変わります

現在お使いの後期高齢者医療保険証の有効期限は、7月31日（金）です。
7月中旬頃に新しい保険証を送付しますので、差し替えをお願いします。新しい保険証は「藤色」です。令和2年度保険料は、8月中旬にお知らせする予定です。
※保険料率等に変更があります。詳細は、被保険証の送付の際に同封する小冊子等をご覧ください。

問い合わせ先：国保年金課(本庁舎1階) TEL：0538-37-4863 FAX：0538-37-4723

国民健康保険税納税通知書の送付について

本年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付します。納税通知書には、年間の保険税額や各期別にお支払いただく額等が記載されています。
国民健康保険税は、世帯単位での課税のため、世帯主が納税義務者になります。保険税額は、世帯内で国民健康保険に加入されている方の所得や資産の内容に応じて算出されます。
なお、本年度より次の2点が変更となりました。
① 賦課限度額の引き上げ（医療分 58万円→61万円） ② 軽減判定所得の引き上げ
②の計算式 5割軽減：旧33万円+28万円×被保険者数→新33万円+28.5万円×被保険者数
2割軽減：旧33万円+51万円×被保険者数→新33万円+52万円×被保険者数
また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度減少するなどした被保険者については、保険料の減免を受けられる場合がありますので下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：国保年金課(本庁舎1階) TEL：0538-37-4863 FAX：0538-37-4723

介護保険料「納入通知書・特別徴収決定通知書」の送付について

介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）を対象に、本年度の介護保険料の通知書を7月中旬頃に送付します。
通知書には、年間保険料額や納期ごとの納付いただく額などが記載されています。算出方法など詳しくは、同封のパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。
また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度減少するなどした被保険者については、保険料の減免を受けられる場合がありますので、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：高齢者支援課(iプラザ3階) TEL：0538-37-4769 FAX：0538-37-6495

税金って何だろう？

磐田市は外国籍の人を含め、住民の方々が暮らしやすくなるように様々な事業に取り組んでいます。市民の皆さんが支払う税金は、市にとって大切な財源です。

この予算をつかって、学校の事業、公園のメンテナンス、ごみの処理、下水道工事、医療費の負担や助成など、必要な行政サービスを行っています。

皆さんが安心して安全な生活をおくるために、税金を納めることはとても大切です。

【磐田市に納める税金について】

市県民税	1年以上日本に住んでいる、または入国後1年以上住む予定の人が、前年（1月～12月）の所得額を基準に計算された金額を1月1日の住所地に納める税金です。												
軽自動車税	バイクや軽自動車を持っているひとが払う税金です。 4月1日の所有者がその登録地に納めます。												
固定資産税	磐田市に土地や家などのある人が納める税金です。												
国民健康保険税	日本に住んでいる人は、だれでも何らかの公的医療保険に入らなければいけません。外国籍の人の場合、他の公的医療保険に入っていない、3ヶ月を超えて日本に滞在すると認められる人が納める税金です。												
税金	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
軽自動車税		全期											
固定資産税		1期		2期						3期		4期	
市県民税			1期		2期			3期			4期		
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		

問い合わせ先：収納課(本庁舎1階) TEL：0538-37-4906 FAX：0538-33-7715

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

対象：令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する全ての市税
内容：新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年同時期に比べて概ね20%以上減少し、納付期限内に納税を行うことが困難である方は、申請により1年間市税等の納税を猶予することができますので、磐田市役所収納課へお問い合わせください。

問い合わせ先：収納課(本庁舎1階) TEL：0538-37-4906 FAX：0538-33-7715

市税等納期限	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税 (1期) 固定資産税 (2期) 	7月31日(金)
--------	--	----------

☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。登録手順は、こちらをご覧ください。☞ <https://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/1005523.html>

◆問い合わせ：地域づくり応援課 Tel：0538-37-4811/Fax：0538-32-2353



犬を飼っている皆さんへ

磐田市内では約1万頭の犬が飼われています。多くの飼い主は、飼い犬に愛情と責任をもって飼育されていると思います。しかし、中には無責任な飼い方が原因で、近隣の方に迷惑をかけている場合があります。今一度、飼い方を見直して、人と犬が共生できる社会を目指しましょう。

・狂犬病予防注射の接種

狂犬病予防法で、飼い主は狂犬病の予防注射を毎年接種させることが義務付けられています。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年行っている集合注射を中止しました。

そのため、各自、動物病院で接種をお願いします。動物病院で注射済票の交付がなかった場合は、代わりに交付される証明書類をお持ちの上、環境課または各支所市民生活課にて注射済票を受領してください(交付手数料550円)。

・鑑札・注射済票の装着

犬を飼う際には、市に飼い犬の登録(登録料3,000円)をしてください。犬の鑑札と狂犬病の接種証明の注射済票は、必ず首輪等に装着させるようお願いします。

・散歩時のマナー

散歩は、リードをつけましょう。

また、糞は持ち帰って処分しましょう。なお、おしっこをした際も水入りのペットボトルを用意しておき、洗い流すのがマナーです。

・飼い犬が迷子になった際

飼い犬が逃げってしまった場合は、環境課・西部保健所(TEL:37-2245)・磐田警察署(TEL:37-0110)に連絡してください。

問い合わせ先：環境課(西庁舎1階) TEL:0538-37-2702 FAX:0538-37-5565

住居確保給付金

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

37,200円(単身世帯) 45,000円(2人世帯) 48,300円(3~5人世帯)

支給期間：3ヶ月間

支給方法：大家等へ代理納付

支給要件：申請時に以下の①~⑧のいずれにも該当する者が対象

① 離職・廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがある

② 申請日において、離職・廃業の日から2年以内である

または、収入が当該個人の責めによらないで減少し、当該個人の就労状況が離職、廃業の場合と同等程度の状況にある

③ 離職・廃業の日において、その世帯の生計を主として維持していた

申請日の属する月において、その世帯の生計を主として維持している

④ 申請日の属する月の、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が基準額以下である(収入には、公的給付を含む)(特別定額給付金は含みません)

⑤ 申請日において、申請者および申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が基準額以下である

⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う

⑦ 国の雇用施策による貸付(職業訓練受講給付金)および地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていない

⑧ 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

問い合わせ先：福祉課(iプラザ3階) TEL:0538-37-4797 FAX:0538-36-1635

自転車は指定された場所にルールを守って止めましょう

自転車を放置しないで

JR磐田駅周辺には「放置自転車等指導整理区域」(下図参照)が定められています。路上への駐車は景観を損ねるだけでなく、災害時の消火・救急活動などに支障を来します。また、目の不自由な方にとっては大変危険です。区域内に一定時間以上放置された自転車などは、市が撤去します。

自転車等駐車を利用しましょう

JR磐田駅前周辺には自転車等駐車場が5カ所あります。より多くの方が自転車等駐車場を利用できるように、所定の場所に順序良く駐車してください。

※ 長期にわたり放置された自転車などは、市が撤去します。

自転車にかぎを掛けましょう

自転車等駐車場内でも自転車の盗難が発生しています。被害に遭うケースの多くは無施錠のものです。場内の盗難について、市では責任を負いかねます。自分の自転車には、しっかりと鍵をかけましょう。

ツーロックで盗難防止

施錠をしても被害に遭うことがあります。自転車を駐車する際には、2カ所以上施錠すること(ツーロック)で、盗難の被害に遭いにくくなります。

↓ 放置自転車等指導整理区域の標識



- ① 磐田市栄町自転車等駐車場
 - ② 磐田西町第1自転車駐車場
 - ③ 磐田西町第2自転車等駐車場
 - ④ 磐田駅南自転車等駐車場
 - ⑤ 磐田駅東自転車駐車場
- ※①のみ有料(自転車1日50円、原動機付自転車1日100円)



問い合わせ先：地域づくり応援課(本庁舎2階) TEL：0538-37-4751 FAX：0538-32-2353

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

▶ところ：磐田市急患センター(上大之郷51) TEL：0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎日
受付時間	8:45~11:30 ・ 13:45~16:30	19:15~22:00
診療時間	9:00~12:00 ・ 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

7月の休日救急歯科診療

▶診療時間/9:00~12:00

5(日)	山本歯科医院	周智郡森町森 1719-18	0538-85-0648
12(日)	松田歯科医院	周智郡森町一宮 1926-1	0538-89-7171
19(日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。

確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 TEL：0538-37-0124 へ。

地域連携小児休日診療

担当医師：袴田晃央医師

▶とき：7月26日(日) 10:00~12:00

▶ところ：磐田市立総合病院(大久保512-3) TEL：0538-38-5000



発行：磐田市役所 地域づくり応援課 地域支援・青少年育成グループ TEL：0538-37-4811

広報広聴・シティプロモーション課 TEL：0538-37-4827 〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています(インターネットでもご覧いただけます：<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/info/index.html>)

広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp